

民生福祉常任委員会記録

令和6年6月13日

【開催日】 令和6年6月13日（木）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前10時45分

【出席委員】

委員長	奥良秀	副委員長	吉永美子
委員	中岡英二	委員	古豊和恵
委員	前田浩司	委員	山田伸幸

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	中村博行		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三	福祉部長	吉岡忠司
福祉部次長兼高齢福祉課長	尾山貴子	福祉部次長兼子育て支援課長	石田恵子
保険年金課長	西崎大	保険年金課主幹	伊藤佳和子
保険年金課国保係長	村田直美	保険年金課国保係主任	荒井理世子
保険年金課収納係長	川村和寛	保険年金課収納係主任	大元尊仁
保険年金課年金高齢医療係長	水野雅弘		
高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長	荒川智美	高齢福祉課課長補佐	竹内広明
高齢福祉課高齢福祉係長	藤永一徳	高齢福祉課介護保険係長	見田健治
障害福祉課長	杉山洋子	障害福祉課課長補佐	松本啓嗣
障害福祉課障害福祉係長	幸池百子	障害福祉課障害支援係長	岡手優子

【事務局出席者】

事務局次長	中村潤之介	庶務調査係長	山田寿実子
-------	-------	--------	-------

【審査内容】

- 1 議案第46号令和6年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について
- 2 議案第50号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

- 3 議案第47号 令和6年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1回について）
- 4 議案第49号 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について

午前9時 開会

奥良秀委員長 ただいまから、民生福祉常任委員会を開会いたします。審査内容につきましては、お手元にある付議事項のとおり進めさせていただきますので御協力のほどよろしくお願いたします。審査内容1、議案第46号令和6年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、執行部の説明を求めたいと思います。

西崎保険年金課長 議案第46号令和6年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について御説明します。今回の補正は、本年12月から現在の保険証を廃止し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴う経費について補正を行うものです。補正予算書の1ページをお開きください。歳入歳出それぞれ870万1,000円を追加し、予算総額を71億4,016万1,000円とするものです。続きまして、補正予算書の5、6ページをお開きください。補正内容の説明について、まずお配りしております委員会資料で御説明させていただきたいので、資料の御用意をお願いします。このたびの補正は、マイナンバーカードと被保険者証の一体化、いわゆるマイナ保険証への移行に関するものですので、今後のスケジュール等を含めて事業内容について御説明いたします。まず、事業概要ですが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（マイナンバー法等の一部改正法と呼びます）が、令和6年12月2日に施行されることに伴い、マイナ保険証を進めるために、同12月2日から被保険者証の新規発行を終了する予定としております。これに対応するため、国民健康保険の被保険者全員に対して、「加入者情報の

お知らせ」を通知するほか、マイナ保険証を持っていない方に対して、「資格確認書」を発行するなど、関連システムの改修等、マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応を行う必要があります。次に、事業実施に係る事務処理の①加入者情報のお知らせの発行ですが、これは、安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるようにするために、全ての被保険者に対して、国民健康保険の加入者情報や個人番号の下4桁をお知らせするものです。様式については、資料3ページを御覧ください。国から示されている、加入者情報のお知らせの様式例と、下段に仕様等を掲載しています。交付対象者については、全ての被保険者を対象として世帯主に対して発行します。形式等については、システムベンダーのほうで国の例を参考に作成するようになりますが、A4用紙に世帯ごとの被保険者氏名や被保険者記号番号等とマイナンバーの下4桁を記載するようになります。送付時期は、令和6年9月から10月を予定しています。この通知の目的は、国民健康保険の加入者情報とマイナンバーが正しくひもづいていることを確認していただくことで、マイナ保険証を安心して利用していただくようにすることを目的としています。1ページに戻っていただいて、続いて、②資格確認書の発行ですが、これは、12月2日以降、マイナンバーカードを持っていない方や健康保険証の利用登録をしていない方に対して、「資格確認書」を発行することによって、被保険者資格が確認できるようにするものです。様式については、資料4ページを御覧ください。国から示されている様式は、現在の被保険者証とほぼ同じ様式が示されていますので、イメージとして本市の保険証を資格確認書に加工しております。下段に仕様等を掲載しておりますが、これらは「山口県統一」となる予定です。形式等のサイズはカード型、素材は紙で、現在の保険証と同じです。また、色については、県が毎年指定する色となり、12月以降はオレンジ色となる予定です。記載内容は、国が示す必須記載内容のとおり、こちらに掲載している内容を記載します。有効期間については、令和6年8月から令和7年7月までの1年間を有効期間とし、毎年度更新して対象者に郵送する予定です。資格確認書の目的は、12月2日以降、マイナ保険

証をお持ちでない方は、マイナンバーカードによるオンライン資格の確認ができないため、医療機関において資格確認書で被保険者資格の確認ができるようにするためのものです。再度、1ページに戻っていただいて、③「資格情報のお知らせ」の発行ですが、これは、12月2日以降、マイナ保険証を持っている方に対して、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるように、新規加入時や負担割合の変更時などに、資格情報が記載されたA4用紙の様式を発行するようになります。次に、④システム改修ですが、これまで御説明しました新たな通知等が発行する機能やオンライン資格確認等システム連携への対応のためのシステム改修を行います。次に、⑤周知・広報ですが、国でも現在、様々な媒体や手法でマイナ保険証への移行や利用促進に関する周知・広報を行っておりますが、市としましても被保険者の皆様に対して周知を図るために、厚生労働省作成のリーフレットの作成を行うなど、周知・広報を行う予定としております。参考までに資料5ページに国から示されておりますリーフレットを掲載しております。これを印刷して加入者情報のお知らせと同封して、市民の皆様、被保険者の皆様に周知をしたいと考えています。関連経費については、後ほど説明します。続いて、資料2ページをお開きください。本年7月から来年にかけてのマイナ保険証関連のスケジュールを整理しております。上から順に説明します。まず、本年8月に更新（切替え）する現行の被保険者証は令和7年7月末までの1年間の有効期限となっており、それまでの間は今までどおり使用することができます。次に、その下、最後の被保険者証発行とありますが、新規加入等での現行の被保険者証は、12月2日以降、発行されなくなります。そして、令和6年9月から10月の予定で、被保険者全世帯に対して、加入者情報のお知らせを送付し、あわせてマイナ保険証の周知のためのリーフレットを同封します。システム改修については、本議会で補正予算を可決していただけたら、契約後、改修作業に入り11月末までを工程としてシステム改修していく予定としております。続きまして、12月2日以降ですが、新規加入等により保険証が必要になった場合、マイナ保険証をお持ちでない方については、「資格確認書」を発行します。

また、マイナ保険証をお持ちの方については、資格情報のお知らせを発行します。そして、令和7年8月の年次更新時には、保険証の発行はしませんので、マイナ保険証を持っていない方には資格確認書を、マイナ保険証を持っている方には資格情報のお知らせを一斉送付するようになります。以上が、現在の国の方針に基づいて本市国民健康保険が実施するマイナ保険証関連のスケジュールとなります。それでは、補正予算の内容について、補正予算書で御説明しますので、再度、補正予算書5、6ページを御用意ください。下段の表の歳出から御説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費の印刷製本費47万2,000円の増額は、先ほど御説明しました加入者情報のお知らせの用紙や封筒、資格確認書の台紙などを印刷するための経費になります。11節役務費の通信運搬費101万9,000円の増額は、加入者情報のお知らせや資格確認書の郵送料になります。12節委託料の721万円の増額のうち、システム改修委託料656万4,000円は、マイナ保険証対応に伴う国民健康保険システムの改修に係る経費です。次の、帳票類印刷・封入等委託料64万6,000円は、加入者情報のお知らせを送付するための封入・封緘作業をアウトソーシングするための経費です。続いて、歳入について御説明します。同ページ、上段の表の歳入、4款国庫支出金、1項国庫補助金、2目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、1節社会保障・税番号制度システム整備費等補助金870万1,000円の増額は、今回計上するマイナ保険証対応に係る経費について、全額当該国庫補助金の補助対象となることから、歳出と同額を計上するものです。説明は以上になります。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀委員長 執行部からの説明が終わりました。委員からの質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 この送付にかかる金額として、100万円程度かかっているんですけど、何通ぐらいの発送になるんでしょうか。

村田保険年金課国保係長 発送についてですが、加入者情報のお知らせについては、現在被保険者の方が1万800人程度ですけれども、世帯ごとに送付させていただく予定になっておりますので、全部で7,500世帯ぐらいを見込んでおります。

山田伸幸委員 本会議でも質問がありましたけれど、現在のマイナ保険証の登録は、対象者に対して何パーセントなのかというのが分かっておればお答えください。

村田保険年金課国保係長 対象者というのは、保険証と連携されている割合ということでしょうか。

山田伸幸委員 加入者個人で、まだマイナ保険証に移行してない方、逆に、もう移行している方の率でもどちらでもいいです。

村田保険年金課国保係長 国民健康保険に限って言いますけれども、令和6年3月末時点での連携状況は、山陽小野田市では67.8%となっております。

西崎保険年金課長 割合について誤りがありました。67.08%です。山陽小野田市の国民健康保険の被保険者1万540人中、マイナ保険証と連携しておられる方が7,070人、その割合でございます。以上です。

中岡英二委員 マイナ保険証の移行が67.08%ですか、本市としては、全国的にもいいと思うんですけども、その中で、医療機関でマイナ保険証を使われた方の割合を教えてください。

村田保険年金課国保係長 国民健康保険の被保険者の方の令和6年3月末時点のマイナ保険証の利用率については9.66%となっております。

中岡英二委員 たしかに、連携しているのが六十何パーセントの割には、九、何パーセントという利用率はかなり低いと思います。その原因は何だとお考えですか。

西崎保険年金課長 今、国でも、いろいろな利用促進をやっておりまして、テレビ等で周知されているんですけども、やはり皆さん、今までの使い慣れた紙の保険証に慣れていらっしゃるの、なかなかデジタルへの移行というか、マイナンバーカードでの受診というのがまだまだ慣れていない状況だと思います。そういった中では、現行の保険証が廃止となったり、マイナ保険証が基本となったりしますと、少しずつ慣れていただいて、利用率というのは増えていくのではないかと考えております。以上です。

中岡英二委員 たしかに、利用者も慣れていないと思うんですけども、医療機関への周知ですよね。マイナ保険証を持って来られた方への周知が遅れているんじゃないかなと思うんですけど、その辺どう考えておられますか。

西崎保険年金課長 こちらも国で進めておられるんですけども、現在マイナ保険証利用促進集中取組月間を国が設定し、令和6年5月から7月まで実施しております。私はあまり病院に行かないので分からないんですけど、病院の窓口に行くと、マイナ保険証、マイナンバーカードを持っていますかと、窓口で言われているようなことが徹底されているようです。今までは「保険証をお持ちですか」と窓口で言われていたものを、「マイナンバーカードをお持ちですか」という問いかけに変えているということなので、そういったところからも、病院でも周知が進んでいると私は認識しております。

中岡英二委員 先ほどのことはよく分かります。マイナ保険証を利用する利便

性というか、薬局に行って、お薬手帳を提出するようになっていましたけど、このマイナ保険証に変わってどのように変わってくるのか教えてください。

伊藤保険年金課主幹 マイナ保険証を使うようになっていくことで、お薬手帳は「不要ですよ」という形にはなっていないのかもしれませんが。はつきりとしたことは把握できていないんですけど、マイナポータルというものの中にお薬の情報とかが入って、御本人で見ることができるようになる。あと医療機関では、マイナ保険証が使われるときに、医療情報を医療機関側が取得することに被保険者御本人が、意思表示された場合は見られるという状況になるということです。そのような形になっていくと思われま。以上です

古豊和恵委員 先ほど事業概要の中で、国民健康保険被保険者全員に加入者情報のお知らせ、そして、保険証を持っていない方に対しては資格確認書を発行するとお話しされました。では、国民健康保険に加入していない方には、これからどういうふうに対応されるのか、山陽小野田市にどのぐらいいらっしゃるのかお知らせください。

西崎保険年金課長 我々はいろいろな保険に加入しております。事業者の方は協会けんぽに入っている方もいますし、公務員は共済組合に入っております。それ以外の方が国民健康保険に加入している方もいますので、皆さん誰もが何かの保険に入っていると認識しております。

古豊和恵委員 実際、国民健康保険に入っていない方はいらっしゃるわけですね。その方は把握していらっしゃいますか。

西崎保険年金課長 国民健康保険は様々な保険者の一つでございます。それぞれ保険者に対して、国から、今後のマイナ保険証に移行する周知といえますか、通達を行っておりますので、それぞれの協会けんぽであると

か、共済組合であるとかというところの各保険者が同様の対応をするということになります。以上です。

古豊和恵委員 そうではなくて、実際どこの保険にも入っていない、国民健康保険にも入っていない方がいらっしゃるわけですよね。その方たちは、その資格確認書もちろん発行されないわけですし、要するに、その方たちにこれからどう対応されるのか、その方たちはそのまま何も発行されないわけですから、今度マイナンバーカードと被保険者が一緒になってマイナ保険証になるという情報すら入らないわけですか。

古川副市長 今回の質問でございますが、昭和36年に国民皆保険という制度ができて、今、西崎課長が申しましたように、協会けんぽとか、共済組合、さらには、それ以外の事業の方とかいうのは、国民健康保険の国という形でスタートいたしまして、日本は世界に冠たる国民皆保険ということで進んできております。未保険者の方に対しましては、国も「ちゃんと保険に入りなさい」というようなアナウンスはするとは思いますが、私どもが、どなたが入っていらっしゃるかといって把握して、そこに何か入りなさいというような指導はいたしません。基本的に御本人が何かの保険に入らないと、もし、けがなどすれば実費で大変ですから、基本的に、国民皆保険の制度の中で、御本人さんの判断の中で処理されるべきで、自分が企業に入っておれば、健康保険、また全然入っていないければ、国民健康保険に入るというのが、今の国の制度でございます。従いまして、私どもが入っていらっしゃる方に対して、どなたかに、特定をして入りなさいというようなことまではできかねるというのが私どもの考えでございます。

古豊和恵委員 分かりました。それでは、実際に入っていない方には、情報として、マイナンバーカードと保険証が一緒になる「マイナ保険証に移りますよ」という情報だけは流れるわけですか。

村田保険年金課国保係長 流れるというか、新聞やテレビでもマイナ保険証への移行についてコマーシャル等でも流れているところですし、医療機関等でもポスターを掲示するなど、周知や広報に努めているところです。

古豊和恵委員 そうでなくて、例えば、このたび資格確認書を発行して、それぞれに送られるわけですよ。そうすると、そういう方たちにも、「今度このマイナ保険証に替わりますよ」という文書は送らないということではよろしいんですかね。

奥良秀委員長 市から情報は送らないかということですね。

村田保険年金課国保係長 資格確認証や資格情報のお知らせなどについては、国民健康保険の対象者についてはお送りしますが、市民の方について国民健康保険ではない保険、社会保険等に入られている方について、何の保険に入っているかとか入っていないかということは、こちらで把握し兼ねますので、個別に送付するということはできかねるかと思います。

古豊和恵委員 よその保険ではなくて、要は、無保険者で、どこの保険にも入っていない方に、「12月からはマイナ保険証に移行しますよ」というお知らせは送られるのでしょうかという質問です。

吉岡福祉部長 先ほどから申し上げておりますけども、無保険者というのは、市では把握できませんので、個別にお送りすることはできかねます。マスコミ等でこの情報は流れておりますので、そちらを見て把握していただくということになります。

前田浩司委員 現在の医療機関でのマイナ保険証の読み取り装置、いわゆるカードリーダーの普及状況はどういう状況でしょうか。

村田保険年金課国保係長 市内の医療機関薬局等におきまして、カードリーダー

一の設置については、約9割が設置済みということになっております。

前田浩司委員 続いて、社会保険税番号制度システム整備補助金で、870万円という金額が計上されているんですけども、この辺の根拠というか、計算方式が分かれば教えてください。

伊藤保険年金課主幹 こちらに関しましては、基本的に、今、計上させていただいた歳出金額相当額が入る形にはなりません。システム関連の経費であるとか、あと郵送料が入ってきます。今回計上させていただいているのが101万9,000円ですけど、これは、もともと經常予算の中で、ある程度金額を見込んでいたのでその差額という形になっているんですが、そういったものの経費として193万円、システム改修費が656万4,000円、その他経費となっております。以上です。

前田浩司委員 先ほど、世帯ごとの送付ということで7,500世帯という話がありました。その辺の算出の根拠の一つになるものなんですか。

伊藤保険年金課主幹 郵送料に関しましては、個人情報が多く含まれておりますので、特定記録で発送する予定にしております。通常金額よりは少し高めにはなっているところです。

前田浩司委員 私の質問が分かりづらかったかもしれません。例えば、人数で、世帯数が何ぼだったら国からの補助金が幾らという条件があるのか、ないのかということが聞きたかっただけなんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

西崎保険年金課長 今回の国庫補助金の内容について整理させていただきますと、対象経費となるのが、加入者情報の送付に係る費用。次が、システム改修費、もう一つが、周知広報に係る経費が今回の補助対象となっておりますので、当初予算で幾らか計上しておいた部分も含めて今回、申

請する予定としております。合計が870万1,000円とさせていただいております。以上です。

山田伸幸委員 資格確認書による受診はこれまでどおり、通常3割負担ということによろしいのでしょうか。

村田保険年金課国保係長 そのとおりです。

山田伸幸委員 それは来年の8月以降ですか。これも変わらないということによろしいのでしょうか。

村田保険年金課国保係長 そのとおりです。

山田伸幸委員 それと、こういったシステムが、きちんと稼働しているかどうか。この間、マスコミ等を通じても、かなりのひもづけ誤りとか、違う人の情報が出てきたとかそういうことがあるんですけど、本市ではそういう確認はされておりますか。

村田保険年金課国保係長 昨年度からひもづけ誤りのお話が出ているかと思えます。国からも、ひもづけに係る再確認の調査ということで、本市でも調査、確認作業をさせていただいております。昨年中に一旦、確認作業は終えております。そして確認の上、オンラインでの閲覧停止になっている方もいらっしゃいます。その方について、再度、令和6年度に調査予定となっておりますが、今回の加入者情報のお知らせの発行に当たっては、そういったひもづけ誤りを防ぐことも一つの目的なんですけれども、全ての方に安心して、自分のマイナンバーはこれで間違いないということを確認していただくための加入者情報のお知らせの送付となっております。そこで、自分のマイナンバーに間違いないということを再度確認していただくということになります。

山田伸幸委員 今回下4桁とされたのはどういう理由なんですか。

村田保険年金課国保係長 今回、通知を世帯ごとにするということですので、12桁全てを表示するのではなく、個人番号の下4桁を切り取った状態で表示させていただくようになるんだと思います。

山田伸幸委員 それで滞りなく確認できるんでしょうか。

村田保険年金課国保係長 そのようにしていく予定でございます。

吉永美子副委員長 加入者情報のお知らせということで、これは簡易書留等で送るということですが、通信運搬費101万9,000円を7,500世帯で割ると、1通当たりが136円弱なんですけれども、金額としては割安になってこの簡易書留等でもこの金額で送れるんですか。1通当たりの金額です。

伊藤保険年金課主幹 先ほど申し上げた金額で1通が254円。94円に160円ほど上乗せした特定記録郵便を想定しております。掛ける7,600通で、193万400円ほどかかります。ただ、もともとの経常予算の中で、金額をある程度見込んでおりましたので、その差額分をこのたび計上しているという状態です。以上です。

吉永美子副委員長 それと以前、スマイルチケットで、個人情報が見えてしまうということで、色の関係でやり直しをしたことがありました。個人情報に取扱いについて、どのように配慮されますか。

西崎保険年金課長 今回加入者情報を送付しますけれども、先ほどの3ページの様式を送付するようになります。個人情報等の観点から、この個人番号マイナンバーは下4桁にしておりますし、特定記録という、確実に相手に届くような手法をしておりますので、そのように対応させていただきます。

きたいと思っております。以上です。

吉永美子副委員長　だから、要は4桁とはいえ、個人情報的なことが入っているわけです。先ほど言いましたようにスマイルチケットのときに、白い封筒でやり直しをした経緯があったので、個人情報が見えないように、どのように配慮されますかと聞きました。

西崎保険年金課長　送付する際には、封筒の外から中身が見えないような工夫等をさせていただいて、送付するようにしたいと思います。以上です。

吉永美子副委員長　それと山陽小野田市は、イメージカラーがオレンジなので——オレンジはまた白いものの中で目立ちますので、そのやり方もあるかなと思います。いずれにしても送付時期が9月から10月予定ということですが、送られて、返送されてきたものに対しての対応はいかがされますか。

伊藤保険年金課主幹　基本的には、住民票のある住所というか宛名にお送りさせていただきます。それ以外は宛名設定をされていらっしゃる場所にお送りする形になるので、届かないということになると何らかの原因があるのかなと思ってはいます。特に他の納付書等の場合は、公示送達というようなことをするんですけど、このたびのことに関しては、そういったことをする予定は持っておりませんので、うちで保管させていただいて御本人様から何らかの連絡があったときにお渡しするというような形の取扱いになろうかと思います。以上です。

吉永美子副委員長　それと先ほど前田委員が聞かれました、いわゆるカードリーダーをつけておられる病院や医院は9割程度あるということは、あと1割は、本当に始まるまでに整備される予定なんですか。仮に整備されなくても大丈夫なんですか。

西崎保険年金課長 このカードリーダーの普及につきましては、国も進めております。まず病院等でありましたら、病院はたしか3台まで無料で、普通のクリニック、診療所は1台無料で配布するというような対策をされておりますので、そういったところに対してまだ申し込んでいないところがあるのではないかと思います。私どもは、どの病院が導入していないかという個別のところまでは把握しておりませんので、そういった情報がありましたら対応は可能かと思えますけれども、導入していないところまで把握していない状況です。以上です。

吉永美子副委員長 であれば、なぜ9割と分かるのでしょうか。

西崎保険年金課長 国で、導入している率だけを把握しております。公表されておりますので、その情報だけを、今回お答えさせていただいたところ
です。

吉永美子副委員長 では、その率は山陽小野田市の率という意味ではないということですね。

西崎保険年金課長 山陽小野田市のカードリーダーの補助を申し込んだ割合ということで国に公表されていたので、もしかしたら、その補助を使わずに独自で入れるところもあるかもしれません。国として公表されているのは、カードリーダーの補助を申し込んだ割合ということで公表されて
おりました。以上です。

吉永美子副委員長 もう1点確認させていただきます。今の被保険者証の裏には臓器提供の意思を書くところがありますが、マイナ保険証になったら
どのようになりますか。

村田保険年金課国保係長 それについてもマイナ保険証の中の情報に入るよう
になります。資格確認書の裏面にも入るようになります。

吉永美子副委員長 ちょっと理解できなかつたんですが、資格確認書に入るといふことで、病院にそれを持っていかなくても入っていくといふことですか。マイナ保険証を持っていったら、この人はこういう意思でいますよといふのが分かるといふことですか。分かりやすいようにお知らせください。

西崎保険年金課長 失礼いたしました。マイナンバーカードがマイナ保険証になった場合に、まだ国等から、その細かい仕様まで出ておりません。例えば、ジェネリック医薬品の希望とかを保険証等にシールで貼ったり、表示できたりしたんですけれども、そういった個別の情報についての表示方法、病院に対しての表示方法は、まだ詳細に決まっておりません。先ほど申した資格確認書という、今の保険証とほぼ同じものの裏面に関しては市の独自の様式でございますので、そういったものが入れられますけれども、マイナ保険証についての他の情報の提示といふのは、現在まだ具体的に決まっていないと思います。

吉永美子副委員長 それではその情報が入り次第、当委員会にはお知らせいただくことはできますか。

西崎保険年金課長 承知いたしました。

中岡英二委員 基本的なことを聞きますが、マイナンバーカードからマイナ保険証に移行するのに、本市ではどこに行けばいいのか。それとも、パソコンの中からも移行できるのか、具体的なことが分かれば教えてください。

村田保険年金課国保係長 マイナ保険証の移行についてですけれども、マイナンバーカードを健康保険証と連携させるには、マイナポータルから御自身でログインしていただく方法、あとセブン銀行のATMでもできます

し、医療機関でもできるようになっております。また本市の市民課でも補助させていただいているところです。

中岡英二委員 分かりました。なかなか分かっていない方もおられると思いますので、その辺のPRもお願いします。

山田伸幸委員 送付については、特別送達ということではなかったですかね。

伊藤保険年金課主幹 特定記録郵便というものです。

山田伸幸委員 それは相手に確かに渡しましたよという記録になるんでしょうか。

伊藤保険年金課主幹 そのとおりです。

吉永美子副委員長 資料の中の事業実施に係る事務処理の4番目、システム改修ですが、いつもお聞きします。システム改修委託料656万4,000円の算出根拠をお知らせください。

村田保険年金課国保係長 システム改修費については、県内7市町で構成しております、やまぐちクラウド自治体協議会で、業務システムの共同利用に関する協定を平成30年に締結しております。今回のシステム改修においても、一部山陽小野田市のみの改修部分もありますけれども、全般的には共同開発となっておりますので、そこから算出された金額になります。

吉永美子副委員長 これは他市との連携がされていると思ってよろしいですか。

村田保険年金課国保係長 そのとおりです。

山田伸幸委員 マイナンバーカードそのものについて、ここで質疑してもしようがないんですけど、これに保険証がひもづけされたことによって、これまで以上に、保険証の管理が大切になってくるんじゃないかなと思うんです。そういったことについて、後期高齢制度に至る前の皆さんは、なかなかそういった情報を自分で管理するのは非常に難しくなっていると思うんですけど、そういった皆さんへの周知というのはどのようにされるのでしょうか。

西崎保険年金課長 やはりマイナ保険証は国策でございますと言わざるを得ないんですけども、市としても、マイナンバーカード自体が、そういったいろいろな情報が含まれているんじゃないかとか、皆さん不安に思っている方も多いですし、そういった不安を払拭するといったところも大事かなと思っております。市から周知をする中でも、マイナンバーカードは大切に保管してくださいとか——暗証番号をむやみに人に教えることはないかもしれませんが、大事に保管してくださいとかというところの周知についても、あわせてしっかりやっていきたいなと思っております。以上です。

前田浩司委員 今の周知の件で、先ほどの説明の中で様々な媒体を使うという話がありました。今回のこの事業を実現していく上で、これまでにない、例えば新しい媒体というのは何かあるのでしょうか。

奥良秀委員長 紙媒体以外ですね。

西崎保険年金課長 やはり国もテレビとか、ユーチューブとかでお金をかけてやっています。本市としましては、今までどおりの被保険者の皆様に何か送るときにチラシを同封するとか、当然ホームページとか、公式LINEとか、市でやっている広報媒体を利活用して周知をしていきたいと思っております。以上です。

奥良秀委員長 市広報紙もですね。

西崎保険年金課長 市の広報紙も当然にやっていきたいと思います。

奥良秀委員長 先ほどマイナ保険証の保持率が67.08%という数字がありまして、使用率が9.66%と。今、本市のマイナンバーカードの保有率がどのくらいかというのは分かりますか。

村田保険年金課国保係長 令和6年4月末時点の山陽小野田市での保有枚数ですけれども、保有枚数が4万5,850枚、割合としましては76.2%となっております。

吉永美子副委員長 あんまり突っ込んで聞くべきじゃないんですけども、申し上げたかもしれませんが、この4万5,850枚は、現実には市で保管されているものも入っているんじゃないでしょうか。資料恵与で、結構長期に渡って受け取っていないというのが結構あったんですよ。そういったところも含まれた数ですよ。

西崎保険年金課長 このマイナンバーカードの所管課は市民課でございます。この率の詳細については、私どもは把握しておりません。以上です。

奥良秀委員長 所管課が違うということです。今回マイナンバーカードにひもづけをされるということなので、その辺の資料もやはりないと。どのぐらい持たれていて、今からどういうふうにしていきたいのかということの根拠についてはなかなか難しいと思いますので——どうでしょうか。そういう資料はいいですか。

吉永美子副委員長 所管課が違うということで、何か申し上げたことがあったように、いわゆる「保管されているものがありますよね」とどこかの時点で言ったような気がしているんです。その辺について今回、マイナ保

険証に移行するということでは、保険年金課と市民課で連携されて、現在どれぐらいの人が取りに来ていないのか、どうするのかというぐらいの協議はしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

西崎保険年金課長 市民課と連携して、そのようにさせていただきたいと思います。以上です。

奥良秀委員長 資料の1ページですけど、③の資格情報のお知らせの発行についてということなんですが、情報等々が変わった場合には発行しますよということで、A4型の資格情報のお知らせを発行しますということなんですが、発行する時期は、情報が変更された場合にすぐ送るのか、まとめて送るのか、どのような方法で送られるのか。

村田保険年金課国保係長 国民健康保険の年次更新の時期が7月31日、8月1日の時点です。12月2日からその時点までの期間は、その都度お送りする形になると思います。そして来年の8月1日からの分については、一斉送付となると思います。

奥良秀委員長 8月1日を超えて、要はまた変更がいろいろ出てくることあると思うんですが、それはまとめてなんでしょいか。随時なんでしょいか。

村田保険年金課国保係長 随時になります。

奥良秀委員長 続きまして、資料の3ページ目なんですけど、「加入者情報のお知らせ例」ということで、横線が引いてあります。「万一、異なっている場合には、下記のお問い合わせ先まで」と。こういう間違いはあってはならないと思うところで、この一文があると間違えることもあるのかなあと思うんですが、どのような体制でこの事業に取り組まれるのかということをお教えください。

西崎保険年金課長 先ほども御質問があつて、昨年度からいろいろなひもづけ誤りが全国であつて、その後国を挙げて総点検しております。その中で、もう全て解消していると私どもは認識しております。本市ではそういった事例は確認できなかったということでございます。その後、新たなルール化であるとか、チェック機能が搭載されて、ひもづけ誤りというのはないんでしょうけれども、国の様式としてこれが書いてありますので、もしそういったことがあつた場合には、国か県か分かりませんが、対応していくようになるかと思ひます。以上です。

奥良秀委員長 その他、委員の質疑を求めたいと思ひます。質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論に入りたいと思ひます。討論はありますか。

山田伸幸委員 このマイナ保険証は、全国の保険医協会とか、医療に関わるいろいろな団体が、「時期尚早である」、「いろいろな問題点が解決していない」ということで、反対を表明されておられます。私もいろいろな医師にもお聞きしたんですけど、非常に不安であるというようなことを言っておられます。なぜかというところ、病院に来られるのは高齢者が多くて、マイナ保険証に対する理解が進んでいない。そういった状況の中で、拙速にマイナ保険証に移行するのは非常にまだまだ問題があり過ぎるということで、私は今回のこの予算については反対いたします。

奥良秀委員長 その他、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で討論を終わります。それでは採決に入りたいと思ひます。議案第46号令和6年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 賛成多数ということで、本件は可決すべきものと決しました。

続きまして、審査内容2、議案第50号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、執行部より説明を求めたいと思います。

西崎保険年金課長 議案第50号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について御説明します。本議案は、本市が加入している山口県後期高齢者医療広域連合において、このたび規約の変更が必要となったため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。それでは、議案と合わせて、お手元にお配りしております委員会資料を御覧ください。資料にはこのたびの議案の提出理由を記載しております。(1) 規約変更手続きですが、地方自治法第291条の3第1項では、広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定めることとされております。また、同法第291条の11では、当該協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされています。参考までに資料裏面に関係条文を掲載しておりますので御確認ください。次に、(2) 規約変更理由(被保険者証の廃止)でございますが、先ほど御審査いただいた、議案第46号国民健康保険特別会計補正予算(第1回)で御説明しましたとおり、令和5年6月9日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」、いわゆる「マイナンバー法等の一部改正法」が、令和6年12月2日に施行されることに伴い、同日から現行の被保険者証は廃止され、マイナンバーカードと被保険者証の一体化(「マイナ保険証」)を基本とする仕組みに移行することとなります。これにより、本年12月2日以降は、新規の被保険者証は発行されなくなり、健康保険証の利用登録をされたマイナンバーカードを持っていない方には、「資格確認書」が発行されることとなります。これに伴い、山口県後期高齢者医療広域連合規約における広域連合が処理する事務の規定のうち、「被保険者証」等の記載がある箇所について、所要の改正をするものです。改正内容に

については、議案の参考資料の新旧対照表で御確認いただけたらと思います。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

奥良秀委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 この対象となる後期高齢者の皆さんのうち、マイナンバーカードに移行されている方の率は分かっているのでしょうか。

水野保険年金課年金高齢医療係長 令和6年4月15日時点になりますが、市被保険者数1万1,661人のうち、7,383の方がマイナ保険証を保有されており、63.31%の保有率となっております。

山田伸幸委員 これはなかなか把握しにくい質問になるかもしれませんが。皆さんが例えば、マイナポータルとかの操作までできるようになっているのかどうなのか、もし市でそういった研修をやっておられるなら、その時点での実態とか分かればお答えください。

水野保険年金課年金高齢医療係長 現在マイナポータルの利用ができる方の人数は把握できておりません。また、マイナポータルの使い方のセミナーなどについても実施したことはございません。

山田伸幸委員 先ほど国民健康保険特別会計補正予算のところで資格確認書というのを見せていただきましたけど、この後期高齢者のものも、ほぼ同様のものと思ってよろしいのでしょうか。

水野保険年金課年金高齢医療係長 後期高齢者の方における資格確認書は、現在、後期高齢者の被保険者証と様式は、ほぼ同一のものを利用すると広域連合から聞いております。その中に、限度額の区分であるとか、新しいところのレイアウトを変えるようになっております。国民健康保険の

保険証は少し小さめのカードタイプとなっておりますが、後期高齢者のほうはそれよりも、倍ぐらいの大きいものとなっております。

奥良秀委員長 その他、委員の質疑を求めたいと思います。質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。続きまして、討論に入りたいと思います。

山田伸幸委員 これも先ほど国民健康保険特別会計補正予算と同様に、やはりマイナ保険証というものの自体が、まだ国民全体に理解されていない。いろいろなトラブルがないということ、まだ証明したわけではないということで、この議案についても反対とさせていただきます。

奥良秀委員長 その他、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で討論を終わります。それでは採決に入ります。議案第50号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、賛成の委員の挙手を求めたいと思います。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 賛成多数ということで可決すべきものと決しました。ただいまより暫時休憩に入りたいと思います。

午前10時4分 休憩

午前10時15分 再開

奥良秀委員長 暫時休憩を解きまして、委員会を再開いたします。続きまして、審査内容3、議案第47号令和6年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1回）につきまして、執行部の説明を求めたいと思います。

尾山福祉部次長兼高齢福祉課長　それでは議案第47号令和6年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1回）について御説明いたします。補正予算書の5、6ページをお開きください。今回の補正内容は二つございます。一つ目が介護報酬、介護報酬改定に伴うシステム改修によるもの。二つ目が、40歳から64歳までの健康保険加入者が負担している介護保険第2号保険料について、社会保険診療報酬支払基金から、市町村へ交付される診療報酬支払基金交付金の令和5年度分の精算に伴うものです。歳出から御説明いたします。下段、歳出の1款総務費、1項1目一般管理費、12節委託料のシステム改修委託料40万9,000円は、介護報酬改定に伴うシステム改修によるものです。5款1項3目償還金、22節償還金利子及び割引料の償還金49万1,000円は、令和5年度の精算に伴い、超過交付となった地域支援事業費分に係る診療報酬支払基金交付金の返還に伴うものです。続きまして、歳入について御説明いたします。上段、歳入の4款1項1目、介護給付費交付金、2節過年度分の335万5,000円は、令和5年度の精算により追加交付となる介護給付費に係る診療報酬支払基金交付金に伴うものです。7款1項3目、その他一般会計繰入金、1節事務費等繰入金は、先ほど御説明いたしました介護報酬改定に伴うシステム改修及び診療報酬支払基金交付金の精算に伴う返還に関する財源として一般会計からの繰入れを行うものですが、令和5年度は、結果として介護給付費分の追加交付額が、地域支援事業費分の返還額とシステム改修費の合計額を上回ったことから、245万5,000円を減額するものでございます。説明は以上となります。御審査のほどよろしく願いいたします。

奥良秀委員長　執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めたいと思います。

吉永美子副委員長　12節委託料のシステム改修委託料の金額の根拠をお知らせください。

見田高齢福祉課介護保険係長 今回の介護報酬改定に伴うシステム改修ですが、保険年金課と同様に県内7市町で構成しております、やまぐち自治体クラウドの中で、共同のシステム改修となっており、インストール作業に伴うシステムソフトウェアのパッケージ料金、また作業につきましては、今回は7市町のうち6市町が対象となっております。その中で、費用等を案分させていただきまして、作業に係る工数等を確認して金額を算出しております。以上です。

奥良秀委員長 その他、質疑を求めたいと思いますが、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。続きまして、討論を行いたいと思います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で討論を終わります。それでは、採決に入りたいと思います。議案第47号令和6年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成ということで可決すべきものと決しました。暫時休憩に入りたいと思います。

午前10時20分 休憩

午前10時27分 再開

奥良秀委員長 それでは暫時休憩を解きまして、委員会を再開いたします。続きまして、審査内容4、議案第49号山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について、執行部から説明を求めたいと思います。

杉山障害福祉課長 議案第49号山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例

の一部を改正する条例の制定について御説明します。現在、指定障害福祉サービス事業所まつば園では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法第5条第13項から第15項までに定められている就労に関する三つの障害福祉サービスを提供しています。一つ目「就労移行支援」は、就労を希望する障害者がまつば園や企業で、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な作業、実習等を行うものです。二つ目「就労継続支援」は、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者が、まつば園で、その知識及び能力向上のために必要な作業、生産活動を行うものです。三つ目「就労定着支援」は、障害福祉サービスの利用を経て、通常の事業所に新たに雇用された障害者が、就労を継続できるようにするため、まつば園の職員が就労先の企業や自宅等を訪問したり、障害者の方がまつば園に来所したりすることによって、必要な連絡調整や指導・助言等を行うものです。

「就労移行支援」と「就労継続支援」は、山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例第3条第1項第1号及び第2号において、まつば園が実施する業務として定めていますが、三つ目の「就労定着支援」を定めていなかったことから、現状と整合性を図るため、このたび規定を追加し、所要の改正を行うものです。本条例は公布の日から施行しますが、適用日は令和4年4月1日に遡及します。まつば園は令和4年4月1日から「就労定着支援」のサービス提供を開始しており、この現状と、公の施設として市の条例に基づいて施設を管理運営することの整合性を図ります。この一部改正条例を遡及適用することによって、障害福祉サービスの利用者等に不利益が生ずることはありません。また、まつば園は、国が定める障害福祉サービスの人員・設備・運営基準を満たした上で、山口県の指定を経て障害福祉サービスを提供していることから、これまでの「就労定着支援」のサービス提供に問題はありません。なお、まつば園における令和4年4月1日以降の「就労定着支援」サービス利用者は6人で、令和6年3月時点のサービス利用者は5人です。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

奥良秀委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めたいと思います。

古豊和恵委員 先ほどから就労定着支援という言葉が出ておりますが、就労定着支援とはどのようなものなのでしょうか。

奥良秀委員長 先ほど説明ありましたが、もう少し分かりやすく言ってもらえれば助かります。

松本障害福祉課課長補佐 就労定着支援とは、障害福祉サービスの利用を終えた方が企業等に新たに雇用された場合の障害者に対して行うサービスでございます。就労を継続できるようにするため、まつば園の職員が就労先の企業や自宅等を訪問したり、障害者の方がまつば園に来所したりすることによって、必要な連絡調整、指導、助言等を行うものでございます。

杉山障害福祉課長 補足します。障害福祉サービスの利用を経てというのは、先ほどもお話ししたんですけど、今お話している就労のサービスは3種類あって、ほかに就労移行支援、就労継続支援というものがあります。そういった障害の就労系、作業系のサービスを経て、これなら一般企業に就職できるんじゃないかということで、段階的に一般企業に就職された場合に、ただ、いきなり環境が変わって、今までは指導員がきめ細かく様子とか体調を見ながら、あとその人の特性を見ながら、その作業の調整をしていたところを、企業に入って同じだけのサポートが受けられるとも限りませんので、ここが困っているとか、ここをどう工夫したらいいかということについて、その後助言ができるようにと、そういう実際の雇用の場所での調整ができるようにするというのが、この就労定着支援というサービスになります。

山田伸幸委員 第4条に、第4号に係るものを除くことで提案を40人とする

ということでしたが、ということは1号、2号、3号を含めると、3号の方も定員の中に含めるということによろしいのでしょうか。

杉山障害福祉課長 そのとおりです。

山田伸幸委員 実際に今、定員は何名いらっしゃるのでしょうか。

杉山障害福祉課長 まつば園の定員は40名となっていて、基本的に40名を満たしていると思います。このサービスは他を含めた定員になっていますので、具合が悪くて別の事業所に移られるとかいう方もいらっしゃいます。基本的にはずっと40名近くを満たしていると聞いています。

山田伸幸委員 (3)が(4)に変わったんですが、この市長が必要と認める業務というのは具体的にどういったものがあるのでしょうか。

杉山障害福祉課長 こちらは、条例のつくりとして必要と認める業務と置いておりますが、実際のところ、まつば園でこの業務に該当するものとして行っているものはありません。

山田伸幸委員 やはりそれまでは作業所といいますか、就労支援事業者まつば園で、やっていた人たちが一般の会社に就職をして、それを新たな形で支援していくというのが今回のこの条例の定着支援だと思うんですけど、実際にそれで事足りているのかどうなのか、やはりいろいろな困難があって、すぐに民間の事業者では仕事ができなくなるということが、実際起きているんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 ただいまの質問ですけれども、この就労定着支援を利用するに当たっては、先ほど説明いたしました障害福祉サービスの利用を経て一般就労につながった後、半年経過した方に対してこの就労定着支援というサービスが使えることとなります。この半年間の空白

期間につきましては、それまで利用されていた事業所の職員が定期的に御本人と連絡を取るという仕組みになっております。半年間、一般就労が継続したという段階から3年間、この就労定着支援を使うことができますので、その間、これまで事業所に通っていたところから環境も変わってきているということで、仕事だけの悩みではなく、生活スタイルが変わった、眠れないとかそういった生活面での相談にも応じております。委員がおっしゃられるように就労定着を使って、そのまま長く続く方はもちろんいらっしゃいますが、中にはやはり、合わないということで、一般就労を断念される方もいらっしゃいます。

古豊和恵委員 現在、その就労定着支援で、実際使われている方は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

松本障害福祉課課長補佐 現在は16名になりまして、そのうちまつば園の方が5名になります。

古豊和恵委員 その方たちは、3年という期限をお聞きしましたが、まだ3年たっていない方がほとんどなのでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 現在5名の方が使われております。この方たちは、まだ3年を経過しておりません。

松本障害福祉課課長補佐 3月現在になるんですけれども、3年経過する方が4名いらっしゃいます。

古豊和恵委員 その4名の方は、自立できているのでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 3年が経過して、この就労定着サービスが終えるという段階ですので、今のところは就職して、最初の6か月を入れますと3年6か月、一般就労が続いている方ということになります。

山田伸幸委員 今出た移行支援、継続支援、定着支援というのは、これは有料のサービスになるんですか。

岡手障害福祉課障害支援係長 基本的にはかかった費用の1割を御本人に負担していただく形になりますが、利用者負担の上限がございまして、申請を受けた段階で、その方の所得に応じて上限額が決まっておりますので、負担がある方ない方それぞれになります。

山田伸幸委員 それは本人の就労によって得られた報酬の中から支払うということで、保護者等がその責を負うということはないんですか。

岡手障害福祉課障害支援係長 このサービスは障害者のサービスになりますので、御本人が働かれた中から支払うという形になります。

山田伸幸委員 もともと非常に低い収入になるうかと思うんです。ということ、まつば園の職員がこのサービスをされるわけですから、その収入は100%で、10%を負担できない部分というのはどうなるんでしょうか。

岡手障害福祉課障害支援係長 10%を負担できない部分はないと思っておりますが、基本的に障害福祉サービスは原則費用の1割を利用者が負担して、9割が国と県と市ということで保障しております。この1割に関しても、先ほど御説明しました負担上限月額が、御本人の前年度の課税状況で決まります。詳しく言いますと、非課税の方であれば上限額ゼロ円という形になりますし、所得がある方であれば、月上限額9,300円という方が多くいらっしゃいます。

奥良秀委員長 その他、委員の質疑を求めたいと思いますが、何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり) 以上で質疑を終わります。討論に入りたいと思います。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認

めます。採決に入りたいと思います。議案第49号山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めたいと思います。

(賛成者挙手)

奥良秀委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。以上をもちまして、本日の民生福祉常任委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時45分 散会

令和6年(2024年)6月13日

民生福祉常任委員長 奥 良 秀